

# 中国刑法における企業犯罪

張 凌\*

## 一. はじめに

ご紹介いただいた張凌ですが、この度、中国刑事訴訟制度考察団の一員として日本の刑事訴訟制度を考察するため、母校の早稲田大学から講演にお招きいただき、非常に光栄に、嬉しく存じております。私は2年半前に早稲田大学から帰国して中国政法大学に奉職しています。早稲田大学で研究する際に、野村稔教授のご指導の下で7年間の研究生生活を送りました。日本留学の間、修士課程の指導教官である田口守一教授もいろいろお世話になりました。また、長い留學生活の間、早稲田大学大学院法学研究科および比較法研究所の諸先生および職員たちからもさまざまな支援を受けました。この場を借りて、諸先生に感謝の意を表します。

講演のテーマは、「中国刑法における企業犯罪」というのですが、テーマに入る前に、日本と中国の企業犯罪に対する基本的相違を一言で説明しなければなりません。企業犯罪（法人犯罪または会社犯罪）は、社会生活における活動主体としての組織体により行われた犯罪類型ですが、日本では、正面から企業や法人の犯罪能力を認めず、「両罰規定」、「過失推定説」、「企業組織体責任論」を中心に展開されています。そして、「両罰規定」が原則として適用されていますが、法人代表者や事業主はその従業員の行為に「監督責任」

を負うため、この「監督責任」に違反した場合は、法人代表者や事業主に対し責任を追及することになります。法人代表者や事業主の責任は過失責任にすぎないと思われれます。これに対して、中国の場合、正面から企業犯罪を認め、企業という組織体の故意犯罪の責任を追及することが原則です。

これは1997年中国刑法改正後、「企業犯罪」や「法人犯罪」の形で日本に紹介しているが、今日は、企業犯罪の新しい状況を紹介したいと思っております。

## 二. 企業犯罪の現状および理論的論争

### 1 企業犯罪の情況

近年、中国経済が急速に発展しているとともに、企業犯罪の規模がますます拡大し、犯罪の種類は経済の全領域に拡大しています。そのうち、偽商品の製造・販売、脱税、密輸、外国為替、贈賄、国有資産無断で配分などの犯罪に集中しています。特に、重大な企業犯罪事件が急増していく。アモイ市の例として、1999年から2001年まで検挙された企業事件の69%は、その金額が一億元（8億円にあたる）を超える事件でした。企業犯罪は行政機関の公務員と関係があるだけではなく、司法機関の法執行者や軍隊も企業犯罪に参与し、その犯罪の保護者の役割を果たしています。2000年に検挙されたアモイ遠華グループ密輸事件は、これに参与した会社、企業、行政機関、銀行、警察機関などが含まれ、そのうち、省レベル幹部（大臣レベル）は1人、局

\* 中国政法大学教授

長レベル幹部は8人に達している。

偽商品の製造・販売事件も、中国市場経済および市民生活に害を及ぼす犯罪類型である。この犯罪は医薬品、医療器械、食品、栄養品、化粧品、電化製品、農業器具・農薬などの領域に及んでいる。1998年1月26日に山西省で発生した偽お酒事件では、工業用アルコールをお酒して販売し、700人が中毒で、27人が死亡した<sup>1</sup>。去年、阜陽市に発生した偽ミルク事件は企業犯罪と思われる<sup>2</sup>。株主総会で関連会社に対する贈賄を全体一致で採択した事例も報道されました<sup>3</sup>。

改革開放の時代において、法制度および企業制度が樹立されておらず、企業は不法利益を獲得するために、さまざまな犯罪行為を犯し、重大な社会的問題になりました。

## 2. 企業犯罪の構成要件

中国現行刑法(1997年)30条は、「会社・企業・事業体・機関または団体が社会に危害を及ぼす行為を行った場合は、法律が組織体犯罪と規定するときは、刑事責任を負わなければならない」と規定している。これは、「単位犯罪」の構成要件といわれています。1997年刑法改正以前、学界で法人犯罪という用語がよく使用されていたが、刑法改正後、「単位犯罪」という用語を使用しています。しかし、今でも、企業犯罪や会社犯罪という用語をあまり使用していません。「単位犯罪」は、会社、企業、事業体、機関、団体によって行われた犯罪であると言ってよいが、「法人犯罪」や「企業犯罪」や「会社犯罪」の範囲より広いのです。簡単にいえば、「単位犯罪」は法人か非法人かを問わず、会社か企業かを問わず、企業か機関かを問わず、すべてが処罰対象となるのです。しかし、刑法は「国家機関」を「企業犯罪」の主体として規定したが、通説は「機関」を「企業犯罪」から除外するし、実務上も機関を処罰する事例もないので、「単位犯罪」は、実際に企業犯罪または法人犯罪であると認められています。この意味では、中国刑法における単位犯罪は、

実際に企業犯罪にあたるものです。

現行法30条における企業犯罪は、次のような三つの要素を含んでいます。①行為の主体。企業犯罪は会社、企業、事業体、機関、団体による犯罪であって、企業や法人を犯罪主体として明確に規定されています。②行為の危害性。「社会に危害を及ぼす行為を行った」ことは企業犯罪の客観的要件です。③企業犯罪の法定主義。「法律には規定がある」場合は企業犯罪として処罰されますので、企業犯罪の処罰範囲を制限します。

以上の要件から見れば、企業犯罪の最も重要な要件が回避されました。その一は、客観的要件を明確に定めていないのです。「社会に危害を及ぼす行為を行った」という客観的要件をどのように把握すべきかが不明確です。立法者の趣旨は企業犯罪の状況が極めて複雑で、現段階で企業犯罪の客観的要件を明確に概括する表現が困難なので、現段階で不明確な用語を使用せざるをえないと述べています<sup>4</sup>。その二は、企業犯罪の主観的要件が回避されたことです。企業犯罪は故意犯か過失犯、それとも故意犯・過失犯の両方が含まれるかは明確に規定されていません。立法者の目的は、原則として企業犯罪の故意犯を処罰するが、例外は過失犯を処罰するが、条文中、曖昧な態度が取られています。

刑法の改正作業中、法人に犯罪能力があるかどうかをめぐる論争をしましたが、法人の犯罪能力を認める論者のうち、法人犯罪の概念および要件をめぐる、企業名義説、企業批准説および企業利益説が激しく対立しました。「企業名義説」は、企業犯罪の基本的要件は企業の名義を利用して犯行を行い、その名義を利用しなければ企業犯罪にならないので、企業の名義を利用したかどうかは企業犯罪の構成要件の一部となると指摘しています。「企業批准説」は、企業犯罪が成立するには、企業の行為はその企業の意思決定機関の決定または責任者の批准を経なければならず、批准された場合は、その行為を企業の行

為と認めるが、批准されていない場合は、その行為が自然人の行為とされるので、「批准」という要件は企業犯罪の中核的要件になる、と主張しています。「企業利益説」は、企業犯罪はその企業のために利益（または不法利益）を図ることを要件とし、個人のために利益を図る場合は自然人犯罪とされるので、「企業のために利益を図る」ということは企業犯罪の基本的要件であると強調しています<sup>5</sup>。

1995年8月8日立法業務に担当する全人代工作委員会の起草した刑法改正草案は、「企業、事業体、機関、団体が、その企業のために利益を図り、企業の意思決定の機関または責任者の決定を経て、行われた犯罪は、企業犯罪である」と提案し、「企業利益説」と「企業批准説」との折衷説を採用することが明らかです。しかし、以上の論争は立法者の選択に躊躇させた結果、改正刑法は企業犯罪の構成要件に関する内容を削除することになりました。

企業犯罪の主観的要件については故意過失説と故意説が対立しています。故意過失説は、企業犯罪の大多数は故意犯ですが、過失も含まれると主張しています。これによれば、故意の企業犯罪の典型はその企業の名義でその企業のために不法利益を図ることにあり、即ち企業の主管人員・直接責任者が企業体の意思支配の下で、名義をもって企業のために不法利益を図る犯罪ですが、過失の企業犯罪は、その業務活動においてその代表者・主管人員・その他の者が義務違反により結果を発生させた場合です。これに対して、故意説は、企業犯罪には故意犯しかないが、過失の企業犯罪が存在していないと主張しています。これによれば、企業犯罪は主に企業による経済犯罪ですので、企業のために利益を図るという目的が企業犯罪の決定的要素として存在するので、企業犯罪は故意による犯罪しか存在しません<sup>6</sup>。この論争の結果、改正刑法は企業犯罪の主観的要件を明確に定めていないま

までした。

また、企業犯罪の成立は、企業のために利益を図る目的を要件とするかについても激しい対立があります。必要説は、企業の名義で犯罪を行ったにもかかわらず、個人のために利益を図り、その犯罪取得が個人に占有された場合は、個人犯罪とされるべきであるが、企業の名義で企業のために利益を図った場合は、企業犯罪とされるべきであるので、企業のために利益を図るということは企業犯罪の主観的要件であり、企業犯罪と個人犯罪との境界線でもある、と主張しています。最高人民法院の司法解釈は、「企業の名義を利用して犯罪を実行したが、その違法取得が個人により配分された場合は、個人犯罪とされる」と必要説を支持しています<sup>7</sup>。「不法取得」が誰に占有されたかという点は企業犯罪と個人犯罪の区別基準になります。

不要説は、「企業のために利益を図る」ことは企業犯罪の主観的要件ではないとしながら、次のような理由を提出している。その一に、経済犯罪型の企業犯罪のほとんどは企業のために利益を図る目的を持つが、その利益を図る目的を持つとはいえない非経済型の企業犯罪及び過失の企業犯罪が排除されることが妥当ではない。その二に、企業のために利益を図ることは目的ではなく動機であり<sup>8</sup>、企業犯罪は目的犯ではなく、非目的犯である。

中国刑法は故意の企業犯罪を中心として処罰の対象とされるが、例外は過失の企業犯罪を処罰するのです。中国刑法における企業の大半は故意犯であるが、その特徴としてはその組織体のために不法利益を獲得したことにあります。これに対し、過失の企業犯罪は、企業や事業主が監督義務に違反した場合である。例えば、資産の評価、資金の確認、資金証明文書の確認、会計、会計監査などの仲介組織の職員は、職責を怠ったことにより発行した証明文書が重大な不実の記載にあり、重い結果を生じさせた場合は、両罰規定により処罰される（刑法229条）。

### 3. 企業犯罪の範囲

改正刑法は企業犯罪の主体を定めています。その主体の範囲については激しく対立しています。改革開放の政策および市場経済を導入する際に、新しい企業・会社制度を導入したばかりで、企業・会社には、国有や集団所有の企業・会社が含まれるし、独資企業やパートナー企業などの私営企業も含まれます。法人資格を有する私営の会社・企業があるし、法人資格を持たない企業もあります。そして、私営企業には、私人の有限責任会社、私営の株式会社、個人出資の企業および個人パートナー企業が含まれている。

国有企業は法人資格を持つので、企業犯罪の主体となることには争いはないが、私営企業は法人犯罪の主体であるかは問題です。肯定説は、所有権の形式によって国有企業を企業犯罪と認定するとすれば、個人経営企業や外資企業などの私営企業が企業犯罪の主体から排除されることは現代刑法理論に違反するので、すべての企業は企業犯罪の主体とされるべきである、と主張している。否定説は、私営企業の経営者はその企業の利益を直接に個人の消費に使用し、私営企業の利益こそは経営者個人の利益であり、企業の行為は経営者個人の行為であり、しかも不法取得も経営者個人に属するので、個人犯罪として認めるべきである、と主張している<sup>9</sup>。折衷説は、企業所有権の形態は法人犯罪主体の判断基準ではなく、すべての私営企業は法人犯罪の主体とされることはなく、私営企業のうち、独資の私営企業およびパートナー企業は企業犯罪にならないが、その他の企業は企業犯罪の主体となる、と主張しています。個人出資の企業は個人の財産をもって企業の無限債務を負い、その本質は自然人に相当し、これらの私営企業は法人資格を持たないからです<sup>10</sup>。

また、企業内部の部門は企業犯罪の主体であるのかをめぐって争いもあります。企業内部の部門や支店が法人資格を持つものがあるし、持たないものもあります。企業内部の部

門や支社が支店の名義で犯罪を行った場合、違法収益がその支社・支店に占有されるときは、企業犯罪とされるが、その違法収益が個人に占有された場合は自然人犯罪とされる<sup>11</sup>。通常の場合、企業内部の部門が単独に活動する能力がなく、その企業の名義で活動を行うので、その内部部門の行為がその企業の行為とされる。しかし、中国では、企業内部の下請け部門が人に対しても物に対しても独立の管理権限を有するので、このような部門が犯罪を犯した場合は、企業犯罪として処罰しなければ不公平になると思われます。この場合、企業内部の部門が相対的独立の民事行為能力および財産責任能力を有する場合は、企業犯罪として処理することになる。中国では、通常、企業の下請けは個人が企業の経営権を獲得しながら、その企業の名義で経営活動を行うのです。この場合、経営者の活動は単なる個人の活動ではなく、その企業のために活動するので、下請け企業の行為は企業の行為として認めています<sup>12</sup>。

## 三. 企業犯罪に関する実務の対応

### 1 企業犯罪に関する「司法解釈」

前述したように、立法上の欠陥および理論上の論争により事件処理は困難なのです。この問題を解決するため、最高人民法院および最高人民検察院が一連の「司法解釈」を公布しました。まず、1999年6月25日に、最高人民法院が「企業犯罪事件を処理する際に法律を具体的に適用する関連問題の解釈」を公布した。これは、刑法総論的解釈です。「個人が違法犯罪を行うために設立した会社・企業・事業体は、犯罪を犯した場合、またはこの会社・企業・事業体が設立した後に犯罪の実行を主たる活動とした場合は、企業犯罪とされない」ので、個人による犯罪とされます。また、「企業の名義を自ら使用して犯罪を犯し、個人が不法収益を配分した場合は、自然人犯罪として処罰される」。この「司法解釈」

は企業犯罪と自然人犯罪を区別するものですが、犯罪の目的で設立した企業・会社そのものに対して処罰しないという点で批判されています<sup>13</sup>。

また、2000年9月30日、最高人民法院が「企業犯罪を審理する際にその直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任を負う人員が主犯と従犯を区別するかの問題に対する回答」は、故意の企業犯罪事件を審理する際に、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任を負う人員に対し主犯か従犯を区別しなく、その者が企業犯罪において果たした役割により処罰される、と解釈しています。同「司法解釈」の趣旨は、企業犯罪における自然人（直接責任者など）が普通の共同犯罪と異なり、主犯か従犯との区別には必要がないので、各人の役割分担により処罰すればよいということです。

さらに、刑法各則には企業犯罪として規定されていない違法行為はしばしば発生しています。例えば、刑法各則193条（融資詐欺罪）は企業犯罪の両罰規定を定めていないが、企業は融資詐欺行為を行った場合はどうすればよいか問題となる。否定説は、刑法は企業犯罪として規定されていない以上、企業犯罪にならず、その直接責任者に対しても処罰することができず、企業の直接責任者に対する処罰は企業・会社犯罪を前提とするからである、と指摘しています。即ち、融資詐欺行為を行った企業も直接責任も犯罪を構成し得ないのです。これに対して、肯定説は、刑法各則は企業犯罪として規定していないが、その直接責任者を自然人犯罪として処罰することができる、と主張している。この状況を打開するために、2001年1月21日に「全国法院の金融事件を審理する業務座談会紀要」は、「刑法30条および193条の規定（企業犯罪を定めていないので）により、当該企業は融資詐欺罪を構成しない。企業によって実施された融資詐欺行為に対して融資詐欺罪として処罰することができないし、その罪名をもって

直接主管人員に対しても処罰しえない」とし、企業犯罪の罪刑法定主義を堅持しています。しかしながら、最高人民検察院も「企業に所属する者が企業のために窃盗行為を行った場合には、情状が重いときは、刑法264条の窃盗罪により直接責任を負う人員に処罰する」と規定している<sup>14</sup>。融資詐欺行為および窃盗行為について法人犯罪という規定が定められていないが、融資詐欺行為を行った場合は企業に対しても個人に対しても処罰しないが、窃盗行為を行った場合は企業を企業犯罪として処罰しないが個人に対して処罰するという点では矛盾があるので、批判されています。

## 2 企業犯罪事件の処理

企業犯罪の捜査は事件の種類によって異なります。会社・企業従業員に対する贈賄罪（164条）、組織体に対する贈賄罪（391条）、企業の贈賄罪（393条）、国有資産の無断配分罪（396条）等の犯罪は検察機関が直接に受理し捜査するが、その他の企業犯罪は公安機関により捜査する。企業犯罪の場合には、企業に対して逮捕・拘留などの強制措置を直接に行うことができないが、訴訟の進行のために、実務上、保釈のような保証金制度を利用しています。例えば、企業の訴訟代表人が正当な理由がなく出頭・出廷をしない場合、証人証言を妨害し、証拠を隠滅したなどの場合には、保証金を没収します。

企業が被告人として刑事訴訟に参加する場合は、企業の代表者が代理して参加するので、①企業被告の訴訟代表者が当該企業の犯罪に参加したことの無いものに限定されています。その訴訟権利が当該企業により正式に授与します。企業被告の訴訟代表者は個人被告人ではなく、企業の名義で、企業の利益を保護するために授權の範囲に訴訟行為を行います。代表者本人が訴訟の結果を直接に負担せず、その訴訟行為が企業に対し拘束力を持ちます。②企業の訴訟代表者は証人ではなく、捜査機関に対する陳述は被告人の供述とされ、企業の訴訟代表者は独立の訴訟参与者として

訴訟に参加します。③企業の訴訟代表者が強制措置を受ける義務を負います。例えば、召喚された場合には、出頭および出廷の義務が発生し、正当の理由がなく、これを拒否した場合には拘引されるおそれがあります。④企業の訴訟代表者は偽証の責任を負います。訴訟代表者が捜査機関に虚偽の陳述を述べた場合には、代表者の資格を失い、偽証罪として処罰される恐れがあります。

企業の訴訟代表者が上訴権を含む被告人のすべての訴訟権利を有します。しかし、「両罰規定」を適用する場合、自然人の被告人か企業の訴訟代表者か的一方のみが上訴を提起したときは、その効果は上訴を提起しない他方の被告人に及んでいるのが問題です。実務上、両罰規定を適用するいずれかが上訴をした場合、他方の事件をも全面的に審査し、上訴の効果が他方にも及ぶ（上訴の連帯的効果）。これに対し、検察官が個人犯罪か企業犯罪のいずれかのみについて上訴を提起した場合には、上訴されていないものに対しては重い刑を科することはできないと思われています<sup>15</sup>。

自然人犯罪の場合には、自然人が死亡したときは、事件処理が終結させ、その刑事責任を追及し得ないことになります。しかし、企業が犯罪を実行した後、合併・分立・破産・変更・終止などの事情がしばしば発生するので、この場合は、犯罪の企業をどのように追及すべきかが問題です。刑事訴訟改正（1996年）および刑法改正（1997年）の際に、企業犯罪の訴訟手続などが考慮されていないので、法律には明確な規定がないが、実務上、企業は資産や財産権の存在を前提とするので、企業の消滅が自然人の死亡と同様で、刑事責任を問われることができなくない。

しかし、企業そのものが消滅したとしても犯罪企業における自然人が存在するので、その自然人の責任を追及すべきかが問題になります。最高人民検察院の司法解釈は、「犯罪と関連する企業が廃止され、その営業証明が

抹消され、または破産宣告された場合は、犯罪行為を行った当該企業の直接責任主管人員およびその他の直接責任者に対し刑事責任を追及するが、その企業に追及しない」と回答しています<sup>16</sup>。これによれば、①企業が犯罪を犯した後、不可抗力の理由で変更や終止した場合には、存在していない企業に対し罰金を科することが不可能となり、その企業の責任を追及せずに事件を終止させることとなります。企業が犯罪を犯した後、正常な合法的原因で終止した場合にも同様です。②企業が犯罪を犯した後、正常な理由で変更した場合、その刑事責任は変更後の企業が負担するが、処罰対象は犯罪を犯した元企業の自然人に限られます。③企業が犯罪を犯した後、刑罰を回避するために変更・終止とさせた場合には、その変更・終止が無効とされ、その財産を清算した後、企業に対して罰金を科するとともに、犯罪に参加する自然人に対して重い刑を処します。

#### 四. おわりに

---

中国は従来計画経済を採用していたが、市場経済へ転換する過程において、計画経済と市場経済との新旧体制が交替する事態に直面しています。古い体制が解体したが、市場経済に対応する法体制および管理体制が確立されていない。中国では、市場経済の体制を確立する際に、企業に平等競争の環境を提供していないので、一部の企業がいかなる手段で利益を追求することになります。また、市場経済にかかわる行政法の不備および法執行の不公平の状況で、企業は最大な利益を図るために犯罪の手段で利益を獲得することが表面化されています。この状況のもとで、中国刑法が真正面から企業犯罪や法人犯罪を認めることになります。

中国は故意犯の視点から経済領域を中心に企業犯罪を検討するが、理論においても実務処理においても企業犯罪を検討すべき点が多

く存在しているので、今後とも検討したいと思っております。ご清聴有難うございました。

#### 注

- 1 沙君俊「単位犯罪的定罪与量刑」（人民法院出版社，2002年）10頁。
- 2 偽ミルク事件は，生産されたミルクには栄養分はほとんどなく，幼児がこの偽ミルクを飲んだら成長しないまま，死傷した事件です。
- 3 当該会社および法人代表者はそれぞれ贈賄罪として処罰された。深圳商報2003年6月16日。
- 4 朗勝主編「中華人民共和国刑法解釈」（群衆出版社，1997年）36頁。
- 5 沙君俊「単位犯罪的定罪与量刑」（人民法院出版社，2002年）159頁以下。
- 6 高銘宣「試論我国刑法改革的幾個問題」中国法学1996年第5期32頁。
- 7 最高人民法院の「単位犯罪事件を審理する際に法律を具体的適用することに関する解釈」1999年6月25日公布。
- 8 魏東＝章谷雅「論法人犯罪的犯罪構成与刑罰配置之完善」中国刑事法雜誌2004年第2期33頁。
- 9 魏東＝章谷雅「論法人犯罪的犯罪構成与刑罰配置之完全」中国刑事法雜誌2004年第2期30頁。
- 10 曹順明「論企業犯罪的主体範圍」河北法学1998年3期65頁以下。何秉松「試論我国刑法上的單位犯罪主体」中外法学1998年1期46頁以下。
- 11 周光權「刑法諸問題的新表述」（中国法制出版社，1999年）168頁。
- 12 最高人民法院「全国法院の金融犯罪事件の審理業務会議紀要」2000年9月22日。
- 13 沙君俊「単位犯罪的定罪与量刑」（人民法院出版社，2002年）162頁。
- 14 2002年8月9日，最高人民檢察院「企業の関係者が窃盗を組織的に行った場合に法律をどのように適用すべきかに対する回答」。
- 15 張中友主編「百種單位犯罪的限界処罰与予防」（中国檢察出版社，2001年）101頁。
- 16 2002年7月9日，最高人民檢察院の「犯罪を犯した企業が廃止され，その営業証明が抹消され，または破産宣告とされた場合にはどのように訴追すべきかの問題に対する解答」参照。